

平成27年12月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成27年12月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成27年12月3日(木) 午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第28号 教育財産の取得の申出について
議案第29号 教育財産の転用に伴う財産処分について
 - 6 報告第13号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について
報告第14号 市川市立義務教育学校設置条例の制定に関する臨時代理の報告について
報告第15号 平成27年度市川市一般会計補正予算(第2号)(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第16号 債権の放棄に関する臨時代理の報告について(市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例に基づく貸付金及びこれに係る遅延損害金の支払請求権)
 - 7 その他
 - 8 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第28号 教育財産の取得の申出について
議案第29号 教育財産の転用に伴う財産処分について
報告第13号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について
報告第14号 市川市立義務教育学校設置条例の制定に関する臨時代理

の報告について

報告第15号 平成27年度市川市一般会計補正予算（第2号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について

報告第16号 債権の放棄に関する臨時代理の報告について（市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例に基づく貸付金及びこれに係る遅延損害金の支払請求権）

2 その他 (1) 第22回市川市特別支援教育振興大会について

出席者	田中	庸惠
	五十嵐	芙美子
	内田	茂男
	小林	正貫
	平田	信江
	平田	史郎

6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田	有記
教育政策室長	永田	治
生涯学習部長	千葉	貴一
生涯学習部次長	秋本	悦生
学校教育部長	山元	幸惠
学校教育部次長	小松	秀夫
教育政策課長	牛尾	進一
教育総務課長	板垣	道佳
就学支援課長	木村	泰子
教育施設課長	戸佐	薫
青少年育成課長	小畔	春夫
社会教育課長	川野	修一
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	井上	栄
指導課長	山田	浩一
保健体育課長	永田	博彦
教育センター所長	北川	喜照

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡 稔
”	副主幹	宮内由美子
”	副主幹	岡田 靖弘
”	主 任	大島 裕美

○ 教育長

ただいまから、平成27年12月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において五十嵐委員を指名いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、小林委員、平田史郎委員を指名いたします。それでは、議事の進行を五十嵐委員にお願いいたします。

○ 五十嵐委員

それでは、議案に入ります。議案第28号 教育財産の取得の申出についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育施設課長

議事日程の1ページをお願いいたします。恐れ入りますが、3ページをご覧ください。こちらは、教育財産の取得の流れについて、記載したものでございます。本件は、市川市立新井小学校仮設校舎の所有者である、立川ハウス工業株式会社 千葉営業所より、建物及びこれに付属する設備等一式を寄附するとの申し出がございました。当該物件は、賃貸借契約により、新井小学校が使用しているものでございます。市川市の財産として、管理することに支障はないことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、市長に対して、教育財産の取得について申し出を行うものであります。今後は、この法令等に基づきまして、処理を進めてまいります。次に、恐れ入ります、戻りまして2ページをご覧ください。こちらは、教育財産の取得についての申し出の案でございます。建物の構造は、軽量鉄骨造2階建て、延床面積は渡り廊下を含めて、1,313.90平方メートルでございます。次に、恐れ入ります、4ページから6ページになります。このたび寄附の申し出がありました建物の配置図及び1階、2階の平面図となります。説明は以上でございます。よろしく、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

私も新井小学校へはよく行くのですが、これは少し足りないから仮設校舎を作った訳ですよ。市が作ったのですか。

○ 教育施設課長

立川ハウス工業という会社が受注しまして、リース契約で立川ハウス工業

が建てたものです。

○ 小林委員

それはリースが何年か経つと償却が終わって、そのまま学校に寄附する、そういう形の一連の流れなのですか。

○ 教育施設課長

はい。その通りでございます。平成18年4月1日から28年3月31日、本年度いっぱい、こちらがリースの賃貸借契約期間になっております。こちらが終了しますので、28年4月1日から市の教育財産となります。

○ 小林委員

こういう仮設校舎等は、全てそういう流れで施工者が市へ寄附というように形で終わるようなのが普通なのですか。

○ 教育施設課長

契約書の第5条に記載しておりまして、建物の譲渡の取り決めがございます。そういった流れになっております。

○ 小林委員

ああ、そうですか。ありがとうございました。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。ほかに質疑はございますでしょうか。

○ 内田委員

土地も入っているのでしょうか。

○ 教育施設課長

土地は新井小学校の用地でございます。

○ 内田委員

ああそうですか。

○ 五十嵐委員

そのほかにございますか。

○ 平田史郎委員

用途はどうなっているのでしょうか、今後の。

○ 教育施設課長

恐れ入ります、5ページ6ページの方になります。現在の用途そのまま使用してまいる予定でございます。1階がですね、5ページにございます特別支援学級1室、会議室1室、特別活動室1室、少人数教室1室、保育クラブ1室。2階になります、6ページにございますが、普通教室5室、計10室となっております。そのまま継続使用になります。以上でございます。

○ 五十嵐委員

よろしいですか。

○ 平田史郎委員

はい。

○ 五十嵐委員

そのほかは、よろしいでしょうか。それでは、議案第28号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第29号 教育財産の転用に伴う財産処分についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○ 教育施設課長

議事日程の7ページをお願いいたします。恐れ入りますが、8ページ、9ページをご覧ください。こちらは、本市の放課後児童健全育成事業の施設としまして、設置されている保育クラブのうち、小学校の余裕教室等を活用していることから、国庫補助金等に係る財産処分の対象となっている保育クラブ及び財産処分手続き方法の一覧でございます。平成27年度財産処分する予定の学校は、網掛けになっております6校でございます。本件は、これらの保育クラブに係る財産処分を行い、建物の一部を当課から青少年育成課へと転用するものであります。次に、恐れ入りますが、10ページをご覧ください。財産処分の手続きにつきましては、原則として補助金相当額の納付と文部科学大臣の承認が必要となります。しかし、今回対象となる6校全ての保育クラブが、下の欄にあります納付金免除要件の①、③に該当することから、補助金相当額の納付の必要はございません。また、納付金免除要件の①にあたる保育クラブにつきましては、文部科学大臣への報告のみとなります。次に、恐れ入りますが、11ページをご覧ください。こちらは、財産処分手続の概要でございます。中央左側にあります、丸で囲んである箇所の無償から下段が今回の手続きとなります。補助金相当額の納付もなく、文部科学大臣へは承認申請又は報告の手続きとなります。説明は以上でございます。よろしく、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

こういう空き教室を放課後の保育クラブに転用して、それを財産処分する訳ですけれども、今度、子どもさんが生徒が増えてきて、足りなくなった時は、それをまた小学校の教室として使いたいということは、できるわけですね。

○ 教育施設課長

教育目的で国庫補助を受けている学校を財産処分後に、また生徒数の急増等によりまして、教室不足が対応した場合は、再び当初の目的で使用すること

とは可能でございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。そのほかに質疑はございますか。よろしいですか。それでは、議案第29号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、報告に入ります。報告第13号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に関する臨時代理の報告についての説明をお願いいたします。

○ 教育総務課長

議案の12ページから14ページをご覧ください。本報告に係る条例の制定につきましては、市長が平成27年12月定例会市議会へ議案を提出するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、平成27年11月9日に市長から教育委員会へ意見聴取がございました。本件につきましては、教育委員会会議を招集する時間がございましたので、「市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」第2条第1項の規定に基づきまして、平成27年11月11日に、教育長が臨時に代理をさせていただき、本日、同条第2項の規定に基づき、ご報告をさせていただくものでございます。それでは、条例の概要についてご説明いたします。まず、制定理由でございます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、以下「番号利用法」といいます、その制定に伴いまして、平成28年1月1日から社会保障、税及び防災の各分野において、個人番号の利用及び特定個人情報の提供が開始されます。そこで地方公共団体は、同法に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して、必要な事項を定める必要があることから、本条例の制定を行うものでございます。まず、第2条の規定でございます。議案の15ページをご覧ください。本条中の第1号から第5号につきましては、番号利用法による定義と同様のものとして、条例に定義するものでございます。また、16ページ、第3条の規定につきましては、市が個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図るなど、本市の責務を定めております。次に、第4条の規定でございます。同じく議案の16ページをご覧ください。市長等は、番号利用法第9条第2項に基づき、個人番号を利用する事務を別表のとおり定める旨を規定しております。続きまして、第5条でございます。番号利用法第19条第9号に基づき、市長等が別表第3に掲げる事務を行うにあたり、情報提供機関

が保有する特定個人情報を提供することができる旨を定めるものでございます。条例の内容については、以上でございます。最後に、施行期日についてご説明いたします。議案の17ページ、附則をご覧ください。施行期日につきましては、平成28年1月1日とするものでございます。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行とするものでございます。説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますか。特にしておきたいことって、教育委員会に関するところがあるから、特に何か。

○ 教育総務課長

今回、長い名前の法律と条例ですが、今テレビや新聞で報道されておりますマイナンバー法に関わる条例の制定となります。マイナンバー制度において、マイナンバーを使う事務を法律で定めておりますが、法律にはないそれ以外の事務を条例で規定する必要がありましたので、今回条例で、市の事務を定めるものです。議案の21ページをご覧ください。表の最後49、教育委員会とございます。学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務とございますが、これはいわゆる就学援助に係る事務です。これについては、その認定者に対して、学用品、給食費のほか医療費についても、学校の健康診断で治療の指示があったものについては医療券を発行して、援助していますが、この事務については、マイナンバーを使用するというので、今回この条例に規定させていただきました。教育委員会に関連するものとしては、この1点のみとなります。

○ 五十嵐委員

よくわかりました。ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは報告第13号を終了いたします。次に、報告第14号 市川市立義務教育学校設置条例の制定に関する臨時代理の報告についての説明をお願いいたします。

○ 義務教育課長

32ページをご覧ください。本報告に係る「市川市立義務教育学校設置条例の制定」につきましては、市長が平成27年12月定例会市議会へ議案を提出するにあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、11月9日に、市長から教育委員会に意見聴取があったものでございます。本件につきましては、教育委員会会議を招集する時間がございませんでしたので、「市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」第2条第1項の規定に基づきまして、11月11日に、教育長が臨時に代理させていただき、本日、同条第2項の規定に基づき、ご報告させていただくものでございます。説明は、以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第14号を終了いたします。次に、報告第15号 平成27年度市川市一般会計補正予算（第2号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告についてを説明をお願いいたします。

○ 教育総務課長

議案の38ページ39ページをお願いいたします。このたび、「平成27年度市川市一般会計補正予算」について、12月市議会定例会に議案を提出するにあたりまして、教育費に係る予算につきましては、市長に意見を申し出る必要があることから、「市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。はじめに、41ページをお願いいたします。「1. 歳入歳出予算補正」の「歳入」について、ご説明いたします。まず、(第13款) 国庫支出金、(第2項) 国庫補助金、(第6目) 教育費国庫補助金、(第5節) 社会教育費国庫補助金でございます。「史跡等購入費補助金」につきましては、本年度購入予定となっております、史跡曾谷貝塚用地の面積を測量しましたところ、登記簿上の面積より大きいことが判明したため、土地の購入費も増となり、その財源となります補助金も増となったことから、740万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、「子ども・子育て支援交付金」につきましては、その下の段となります、(第14款) 県支出金、(第2項) 県補助金、(第8目) 教育費県補助金、(第5節) 社会教育費県補助金と関連がございますので、あわせてご説明いたします。県補助金に計上されております、「放課後児童健全育成事業費等補助金」につきましては、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行されたことに伴いまして、この事業が「子ども・子育て支援交付金」の一事業として位置づけられたことから、「放課後児童健全育成事業費等補助金」の全額となります、3億37万2,000円を減額補正し、これに替わる国庫補助金・県補助金それぞれの「子ども・子育て支援交付金」として、1億6,825万4,000円ずつの増額補正をお願いするものでございます。なお、「放課後児童健全育成事業費等補助金」につきましては、国庫補助分・県補助分を一括して、県補助金として交付されておりましたが、今回の改正によりまして、国庫補助金・県補助金としてそれぞれ計上されたものになっております。また、国庫補助金・県補助金を合わせた「子ども・子育て支援交付金」の合計額は、3億3,650万8,000円となっており、「放課後児童健全育成事業費等補助金」として計上していました額より、3,613万6,000円の増となっておりますが、これについては、実施要綱・交付要綱が変更となり基準額が増額となったこと及び当初より施設数が増となったことにより増額となったものでございま

す。続きまして、(第20款・第1項)市債、(第8目)教育債、(第4節)社会教育債の「史跡曾谷貝塚用地購入事業債」につきましては、国庫補助金の「史跡等購入費補助金」でご説明したことと同様の理由により、140万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入の説明は以上でございます。なお、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の予算現額は、26億7,313万7,000円となるものでございます。続きまして、42ページをお願いいたします。歳出について、ご説明いたします。まず、(第3項)中学校費、(第1目)学校管理費、(第18節)備品購入費の「学校用備品費」でございますが、これにつきましては、「市川市立義務教育学校設置条例」の制定に伴い、平成28年4月1日より、塩浜小学校及び塩浜中学校を「義務教育学校」とするにあたり、備品として必要となります。校門に設置するための「学校銘板」のほか、「校旗」、「学校印」の購入費として、130万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第7項)社会教育費、(第2目)文化財費、(第17節)公有財産購入費の「土地購入費」につきましては、歳入でご説明したとおり、史跡曾谷貝塚用地の実測面積が登記簿面積を上回ったことにより、土地の購入費も増となり、925万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第4目)図書館費、(第11節)需用費の「消耗品費」につきましては、行徳図書館の蔵書15万冊に貼るための「ICタグシール」の購入単価が当初見込みを下回り、不用額が生じたことから、826万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第8目)青少年育成費、(第11節)需用費の「施設修繕料」につきましては、放課後保育クラブ利用者の増加に伴い、平成28年度に放課後保育クラブを増設するため、余裕教室などの修繕料として、1,370万円の増額補正をお願いするものでございます。また、(第18節)備品購入費の「事業用機械器具費」につきましては、「施設修繕料」と同様に、放課後保育クラブの増設に伴って必要となります。机・椅子・ロッカー、冷蔵庫などの購入費として、700万円の増額補正をお願いするものでございます。以上、歳出につきましては、合計で、2,299万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正により、補正後の教育費全体の予算現額は、135億3,815万5,000円となるものでございます。続きまして、「2. 債務負担行為補正」について、ご説明いたします。事項1・「学校保健定期健康診断委託費」でございますが、これにつきましては、平成28年度の幼稚園・小学校・中学校の園児及び児童生徒を対象とした健康診断について、4月当初から実施することとなるため、平成27年度中に委託業者を決定し、契約を締結する必要があります。今回の補正予算において、2,500万円の債務負担行為設定をお願いするものでございます。最後に、「3. 地方債補正」についてご説明いたします。これにつきましては、「1. 歳入歳出予算補正」の歳入に計上しております。(第20款)市債の増額補正に伴いまして、市債の限度額につい

でも変更する必要があることから、補正前の限度額である、13億7,850万円から、市債の補正額と同額の140万円増となります、13億7,990万円へ限度額の変更をお願いするものでございます。説明は以上となります。なお、質疑につきましては、各担当課長より答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

歳入のところですけど、さっきご説明があったと思いますけれども、私ちょっと聞き逃したので、国庫補助金は子ども・子育て支援交付金というのが、国から出ると、県から出ると同じ金額になっていますが、これはどういうことでしたっけ、それが1点と、放課後児童健全育成事業費等補助金、これを減らして、子ども・子育てを増やしていると感じますけれども、国の政策がそうになっていると思いますが、ちょっとそこがどういうことなのか。それと、子ども・子育て支援というのは、どういうことをやっているのか、あまりよくわからないので。以上です。

○ 青少年育成課長

まず、この制度につきましては、教育委員会の中では放課後保育クラブが該当いたしますけれども、国の制度全般の中では、子育て支援ということで、保育園などの乳幼児の保育や、子供たちの健全育成に関わるものが該当となるものです。まず、国と県の歳入額が同じということですけども、これにつきましては、国、県、市で3分の1ずつということで、国と県は同額となっております。放課後児童健全育成事業の補助金がなくなるとということなのですけれども、これは27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたしまして、その中で国の方の要綱等が変更となりまして、これまで県費の方で、国・県合わせまして、間接補助という形で、県の方から入っていたものが、今後は「子ども・子育て支援交付金」の中で、国につきましては、直接補助となることで、このような形になったものでございます。以上です。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。そのほかに何かありますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第15号を終了いたします。次に、報告第16号 債権の放棄に関する臨時代理の報告について（市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例に基づく貸付金及びこれに係る遅延損害金の支払請求権）の説明をお願いいたします。

○ 就学支援課長

おそれいりますが、46ページと47ページをご覧ください。本件につきましては、平成27年12月市川市議会定例会に財政部が提出した「債権の放棄

について」に関する議案9件のうち、就学支援課が所管する『「市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例」に基づく貸付金及びこれに係る遅延損害金の支払請求権』について、民法第167条第1項による時効期間10年の満了により今後の徴収が見込めないことから、これらの支払請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案させていただくものでございます。本来であれば、まず教育委員会でご審議いただく案件でございますが、本議案の作成に係る意見聴取日から市長に回答するまでの期間が短く、会議を開催する暇がございませんでしたので、「市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」第2条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理とさせていただいたものでございます。また、同規則第2条第2項の規定に基づき、本日も報告させていただくものでございます。まず、放棄する債権の内容でございますが、入学準備金貸付制度における貸付金及び遅延損害金でございます。入学準備金貸付制度とは、高等学校等に入学する際に必要となる入学準備金の調達が困難な方に対して、その費用の貸付を行う制度でございます。続きまして、各債務者についてご説明させていただきます。債務者Kにつきましては、平成11年2月、私立短期大学の入学準備金として40万円を貸付し、平成13年4月から償還開始となり7万円を納付しましたが、その後は体調不良や就労の不安定により計画的な償還が難しい状況となりました。平成22年5月、債務者の死亡が判明したため、債務者の子に相続状況を調査しましたところ、相続人全員が相続放棄したことを確認いたしました。その後、連帯保証人に連絡しましたが、破産法により債務者がその責を免れたことを確認いたしました。これにより、請求すべき者が不存在となりまして、時効期間の10年が満了したため、貸付金収入未済額33万円及び遅延損害金の支払請求権を放棄するものでございます。債務者Lにつきましては、平成11年4月、私立高等学校の入学準備金として30万円を貸付し、卒業後の平成14年1月から償還開始となり10万4千円を納付していただきましたが、失業により計画的な償還が難しい状況となりました。平成22年6月、債務者の死亡が判明したため、連帯保証人に納付を依頼しましたが、平成23年6月に死亡を確認いたしました。借受人及び連帯保証人の相続状況を調査しましたところ、それぞれの相続人全員が相続放棄したことを確認いたしました。これにより、請求すべき者が不存在となり、時効期間の10年が満了したため、貸付金収入未済額19万6千円及び遅延損害金の支払請求権を放棄するものでございます。最後に、今回債権放棄の議案提出に至った経緯といたしましては、市川市では、行財政改革の一環として、市税や市税以外の私債権に関する公正公平な市民負担の確保に取り組んでおりますが、近年の社会経済情勢の影響等により、特に私債権の収入未済額が増加傾向にあります。そこで、今まで督促、催告、訪問徴収などさまざまな手段により納付を依頼してまいりましたが、債務者の死亡

や居所不明等の事情により、今後の収納を見込むことが困難な案件につきましては、債権管理上放棄せざるを得ないという考えから、財政部より一括して債権放棄することとなった次第でございます。報告第16号についての説明は以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問はございますか。

○ 内田委員

今の案件は初めてですが、総額でどれ位、貸付けているのですか。この債務が履行できないというこういうケース、これは初めて僕は聞きましたけれども、こういうケースは今後もあるのですか。

○ 就学支援課長

今までの貸付額は、昭和61年度から平成26年度までで、約14億1,700万円です。そのうち収入未済となっているのは、約7,100万円あります。今回は、時効の10年を超えているものということで2件、今後、まだ時効は迎えてはいないが、同様のケースが、1件あります。

○ 五十嵐委員

よろしいですか。それでは、報告第16号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。(1) 第22回市川市特別支援教育振興大会について、説明をお願いいたします。

○ 指導課長

48ページ、その他(1) 指導課資料をご覧ください。市川市特別支援教育研究連盟、市川市特別支援学級設置校校長会、市川市教育委員会の共催により、市川市特別支援教育振興大会を、平成28年2月3日に開催いたします。本大会は、市川市の特別支援教育、および障害児に対する理解を深め、本教育の振興・改善・充実を図るとともに、支援活動を推し進めることを目的として、隔年で開催しているものでございます。当日は、市川市における特別支援教育の取り組みについての基調報告、ならびに国分小学校の児童による学習発表、また、市内の特別支援学級でミニコンサートをされたご経験もあり、特別支援教育に深いご理解のあるクラシックギタリスト柳真一郎氏を招いて記念講演を行います。特別支援教育の充実と、共生社会の実現を目指して開催いたしますので、お知らせいたします。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、教育長お願いいたします。

○ 教育長

本日の議事は以上でございます。これを持ちまして、平成27年12月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後 3 時40分閉会)